

鳥取市除雪用機械整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市除雪用機械整備事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、市道の除雪業務を委託される予定の建設会社等に対し、排雪装置を持たない工事用車両に排雪装置を取り付けるための改造等に必要な経費について補助することにより、市道の除雪体制を整備拡充し、市民の交通の確保を図ることを目的として交付する。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 市が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条に定める工事の請負契約に係る入札参加資格を有する者であること。
- (2) 市道の除雪業務を受託することを承諾し、当該業務を市から委託される予定である者であること。
- (3) 市税の滞納がないこと。

(補助対象事業)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象事業者が所有する排雪装置を持たない工事用車両に排雪装置を取り付けることのできるようにするための補強若しくは改造又は除雪可能車両の除雪能力若しくは安全性を高めるための改造を行うものとする。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 車両の改造に要する経費
- (2) 構造変更登録に要する経費

(補助金の交付)

第6条 本補助金は、補助対象経費の額に10分の10を乗じて得た額以内で算定し予算の範囲内で交付する。ただし、補助対象事業に係る改造車両1台につき65万円を限度額とする。

- 2 本補助金の交付に当たっては、本補助金の交付の決定を受けた年度の末日から起算して4年以上市道の除雪業務を受託することを条件として付するものとする。ただし、本補助金の交付を受けた者の責めに帰さない事由により、当該業務が受託できない場合は、この限りでない。

(交付申請)

第7条 規則第4条の規定による本補助金の交付申請は、毎年10月15日までに行わなければならない。

2 規則第4条の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 鳥取市除雪用機械整備事業計画（報告）書（様式第1号）
- (2) 鳥取市除雪用機械整備事業収支予算（決算）書（様式第2号）
- (3) 誓約書（様式第3号）

(承認を要しない変更)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届を要しない場合)

第9条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外の全ての事業に係る場合とする。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定による本補助金の実績報告は、補助対象事業の完了、中止若しくは廃止の日から14日を経過する日又は本補助金の交付を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第12条の実績報告書に添付すべき同条第2号に規定する書類は鳥取市除雪用機械整備事業収支予算（決算）書（様式第2号）とする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか本補助金について必要な事項は、都市整備部長が別にさだめる。

附則

この要綱は、平成20年10月3日から施工し、平成20年度の事業から適用する。